

元 經 営 第 151 号
令和元年 5 月 27 日

食料・農業・農村政策審議会
会長 中嶋 康博 殿

農林水産大臣 吉川 貴盛



諮 問

下記事項について貴審議会の意見を求める。

記

- 1 家畜共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方（別紙 1）について
- 2 家畜共済診療点数表の改定の考え方（別紙 2）について
- 3 家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載できる医薬品の基準及び価格の算定方法（別紙 3）について

家畜共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方（案）

令和2年1月1日以後に共済掛金期間が始まる家畜共済の共済関係から適用する共済掛金標準率は、次により算定する。

I 死亡廃用共済

1 基礎被害率

共済目的の種類（農林水産大臣が特定の共済目的の種類につき共済事故の発生態様の類似性を勘案して区分を定めたときは、当該区分）ごと及び除外される事故の区分ごと並びに都道府県の区域（全国連合会にあっては、農林水産大臣が定める区域。農林水産大臣が特定の共済目的の種類につき当該区域を細分した地域を定めたときは、当該地域。乳用種雄牛、肉用種雄牛及び種雄馬にあっては、全国の区域。以下「料率地域」という。）ごとに、直近3年間における各年の実績金額被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったものを各年の基礎被害率とする。

2 共済掛金標準率

共済目的の種類ごと及び除外される事故の区分ごと並びに料率地域ごとに、各年の基礎被害率の平均値を算定し、その平均値に対し組合等の家畜共済に係る積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったものを共済掛金標準率とする。

II 疾病傷害共済

1 基礎被害率

共済目的の種類ごと及び診療技術料等とそれ以外の費用の別ごと並びに料率地域ごとに、直近3年間における各年の実績金額被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったものを各年の基礎被害率とする。

2 共済掛金標準率

共済目的の種類ごと及び診療技術料等とそれ以外の費用の別ごと並びに料率地域ごとに、各年の基礎被害率の平均値を算定し、その平均値に対し組合等の家畜共済に係る積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったものを共済掛金標準率とする。

家畜共済診療点数表の改定の考え方（案）

家畜共済診療点数表（農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号。以下「規則」という。）第117条第1項及び第166条の規定により、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定めた点数表をいう。以下同じ。）の改定の考え方は、以下のとおりとし、令和2年1月1日から適用する。

1 家畜共済診療点数表中の種別及び備考の見直し

最近における獣医学の進歩等により、種別及び備考の追加、変更及び削除を必要とするものについて見直しを行う。

2 家畜共済診療点数表中のA種点数（規則第166条の規定に基づき農林水産大臣が定める点数。以下同じ。）の見直し

診療に直接必要な医療品等の費用の評価に用いる「A種点数」のうち、最近における経済事情の変化、獣医学、医療機器等の進歩等により、種別ごとに実態との格差が生じている等必要なものについて見直しを行う。

3 家畜共済診療点数表中のB種点数（規則第117条第1項の規定に基づき農林水産大臣が定める点数。以下同じ。）とA種点数との差の見直し

診療に携わる獣医師の診療技術料等（農業保険法（昭和22年法律第185号）第144条第2項第2号の診療技術料等をいう。）の評価に用いる「B種点数－A種点数」のうち、最近における獣医技術の進歩等により、種別ごとに実態との格差が生じている等必要なものについて見直しを行う。

家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載できる医薬品の基準及び
価格の算定方法（案）

家畜共済診療点数表付表薬価基準表（家畜共済診療点数表中の第2薬治料、第5注射料、第6処置料及び第8手術料の備考によって増点する医薬品の価格を示すもの。以下同じ。）に収載できる医薬品の基準及び価格の算定方法は、次の1及び2のとおりとし、令和2年1月1日から適用する。

1 収載できる医薬品の基準

次の要件の全てを満たすものとする。

- (1) 牛、馬又は種豚に対して、治療のために用いる医薬品であること
- (2) 家畜共済診療点数表に、薬価基準表に基づいて増点することができる規定のある次の種別で使用される医薬品であること
 - ① 薬治
 - ② 注射
 - ③ 投薬
 - ④ 耳洗浄
 - ⑤ 膀胱内薬剤注入
 - ⑥ 罨法（あんぼう）
 - ⑦ 塗布又は塗擦
 - ⑧ 気管内薬剤噴霧
 - ⑨ 子宮内薬剤挿入
 - ⑩ 胎盤停滞処置
 - ⑪ 乳房内薬剤注入
 - ⑫ 鎮静術
 - ⑬ 開胸
 - ⑭ 開腹
 - ⑮ 子宮脱整復
 - ⑯ 難産介助
 - ⑰ 子宮捻転整復
 - ⑱ 麻酔術
- (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第14条第1項の規定による製造販売の承認を受けた医薬品であること
- (4) 次の医薬品に該当しないこと
 - ① 畜主が自ら応用するのを常態とするもの

- ② 疾病予防薬及び寄生虫駆除薬（疾病の治療の効能及び効果があるものを除く。）
- ③ 同一薬効医薬品中著しく割高なもの
- ④ 主として小動物（犬、猫、鶏等）及び魚に対して用いる医薬品
- ⑤ 主として人に対して用いる医薬品
- ⑥ 医薬品医療機器等法第 70 条第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣又は都道府県知事が行う廃棄、回収その他公衆衛生上の危険の発生を防止するための措置命令の対象となる医薬品であって、収載することが不適当と認められるもの

2 医薬品の価格の算定方法

（1）既収載医薬品

- ① 厚生労働大臣が定める「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成 20 年厚生労働省告示第 60 号）に収載されている医薬品
当該告示による薬価を当該医薬品の価格とする。

- ② ①以外の医薬品である既収載医薬品

ア 「平成 31 年度病傷給付適正化のための家畜診療実態調査」（平成 31 年 2 月 22 日付け 30 経営第 2530 号農林水産省経営局保険監理官通知）における医薬品購入実態調査（以下「医薬品調査」という。）の結果を基礎として、以下の算式により算定される額を当該医薬品の価格とする。

$$\left[\begin{array}{l} \text{当該既収載医薬品の診療施設における} \\ \text{価格算定単位あたりの平均的購入価格} \\ \text{（税込購入価格の加重平均値）} \end{array} \right] + \text{調整幅}$$

調整幅：改定前の価格の 2/100 に相当する額

イ ただし、次の各項目に掲げる医薬品については、当該各項目に定める価格とする。

- （ア）アの算式による算定値が改定前の価格を上回る医薬品

改定前の価格とする。

- （イ）販売量が少ないことその他の理由により、医薬品調査によって実勢価格が把握できない医薬品

当該医薬品の改定前の価格に、当該医薬品の最類似薬の価格改定前後の価格の比率（改定前の価格に対する改定後の価格の割合）を乗じて得た額を当該医薬品の価格とする。

（注 1）アの算式の平均的購入価格は同一の一般名及び価格算定単位で統一した医薬品の購入価格の加重平均値とする。

（注 2）最類似薬とは、汎用規格^(※1)の類似薬^(※2)のうち、類似薬を定める際に勘案する事項からみて、類似性が最も高いものをいう（以下同

じ。)

(※1) 汎用規格とは、組成(有効成分又は有効成分の組合せ及びその配合割合をいう。以下同じ。)及び剤形が同一の類似薬の年間購入量(有効成分量を基に計算した年間購入量をいう。)を、規格別にみて、最もその合計量が多い規格をいう。

(※2) 類似薬とは、既収載医薬品のうち、次に掲げる事項からみて類似性があると認められるものをいう(以下同じ。)

- ① 効能及び効果
- ② 薬理作用
- ③ 組成及び化学構造式
- ④ 投与形態、剤形及び用法
- ⑤ 使用禁止期間又は休薬期間

ウ 製造販売に要する原価等が著しく上昇したと認められる既収載医薬品(当該既収載医薬品と組成、剤形及び規格が同一である類似薬がある場合には、その全ての類似薬)について、次の要件の全てを満たす場合は、ア及びイの規定に関わらず、原価計算方式によって算定される額(当該既収載医薬品と組成、剤形及び規格が同一である類似薬がある場合には、それぞれについて原価計算方式によって算定される額のうち、最も低い額)を当該医薬品の価格とする。

(ア) 診療において必要性が高いと認められること

(イ) 価格が著しく低額であるため製造販売業者が製造販売を継続することが困難であること

(注) 原価計算方式とは、価格算定単位あたりの製造販売に要する原価に、販売費、一般管理費、営業利益、流通経費及び消費税を加えた額を当該医薬品の価格とする算定方式をいう(以下同じ。)

(2) 新規収載医薬品

- ① 組成、剤形及び規格が同一の既収載医薬品がある医薬品
当該既収載医薬品と同一の価格とする。

また、収載した年の翌年に当該既収載医薬品と共に医薬品購入実態調査を行い、当該調査の結果を基礎として、(1)の②に準じて定める額を当該医薬品の価格とする。

- ② ①以外の医薬品

ア 類似薬がある医薬品

最類似薬を比較薬とし、当該新規収載医薬品の一日あたりの額と、類似する効能及び効果に係る比較薬の一日あたりの額とが同一となるように算定された、当該新規収載医薬品の価格算定単位あたりの額を当該医薬品の価格とする。

また、次のいずれかの要件を満たした場合は、当該価格に 1.2 を乗じて得た額を当該医薬品の価格とする。

(ア) 臨床上有用な新規の作用機序を有する場合

(イ) 類似薬又は既存治療に比して、高い有効性又は安全性を有することが、客観的に示されている場合

(ウ) 当該新規収載医薬品により、その対象となる疾病及び傷害の治療方法の改善が客観的に示されている場合

(エ) 製剤における工夫により、類似薬又は既存治療に比して、高い獣医療上の有用性を有することが、客観的に示されている場合

イ 類似薬がない医薬品

原価計算方式によって算定される額を当該医薬品の価格とする。